

# TS

## 燃料油メーター取引又は証明用— 第2部：簡易燃料油メーター

TS B 0034-2 : 2018

公表 平成30年2月20日

(有効期限 平成33年2月19日)

日本工業標準調査会標準第一部会  
基盤技術専門委員会審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

氏名	所属
(委員会長) 奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(委員) 伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
江 前 敏 晴	筑波大学
大久保 友 恵	レンゴー株式会社
大 谷 聖 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
大 谷 吉 生	金沢大学
大 平 由紀子	日本製紙株式会社
柿 本 章 子	主婦連合会
金 田 徹	関東学院大学
重 松 康 夫	一般財団法人日本規格協会
鈴 木 知 道	東京理科大学
高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
田 原 江利子	王子ホールディングス株式会社
中 本 文 男	Na 計測合同会社
渕 田 隆 義	女子美術大学
古 谷 涼 秋	東京電機大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 公表：平成 30.2.20 有効期限：平成 33.2.19

提 案 者：一般社団法人日本計量機器工業連合会

(〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 日本計量会館 TEL 03-3268-2121)

分 類：標準仕様書 (TS) タイプ II

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：基盤技術専門委員会（委員会長 奈良 広一）

この標準仕様書 (TS) についてのご意見又はご質問は、上記提案者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課[〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)]にご連絡ください。

なお、標準仕様書 (TS) は、有効期限が 3 年です。ただし、公表後、利害関係人は、少なくとも 3 年を経過する日までに、主務大臣に対して、次のいずれかの提案を行うことができます。

- ・ 標準仕様書 (TS) を廃止し、日本工業規格 (JIS) として制定
- ・ 標準仕様書 (TS) の改正
- ・ 標準仕様書 (TS) の継続（ただし、継続は、原則 1 回まで）

## 目 次

	ページ
<b>序文</b>	1
<b>1 適用範囲</b>	1
<b>2 引用規格</b>	1
<b>3 用語及び定義</b>	2
<b>4 計量単位</b>	4
<b>5 一般要求性能</b>	4
<b>5.1 動作範囲</b>	4
<b>5.2 流量範囲</b>	4
<b>5.3 最小測定量</b>	4
<b>5.4 検定公差</b>	5
<b>5.5 有意な誤り</b>	5
<b>5.6 体積表示機構</b>	5
<b>6 計量性能</b>	6
<b>6.1 計量上の要件</b>	6
<b>6.2 調整装置</b>	6
<b>6.3 補正装置</b>	7
<b>6.4 温度換算装置</b>	7
<b>7 電子装置を備える簡易燃料油メーターに対する要求性能</b>	7
<b>7.1 一般要件</b>	7
<b>7.2 電源装置</b>	7
<b>7.3 外部装置の影響</b>	7
<b>8 試験方法</b>	7
<b>8.1 器差特性試験</b>	7
<b>8.2 耐久試験</b>	8
<b>8.3 温度換算装置の試験</b>	8
<b>8.4 最小測定量の確認試験</b>	8
<b>8.5 試験を実施する燃料油の特例</b>	8
<b>9 電子装置を備える簡易燃料油メーターの性能試験方法</b>	9
<b>9.1 一般要件</b>	9
<b>9.2 厳しさレベル</b>	9
<b>9.3 標準条件</b>	9
<b>9.4 試験体積</b>	9
<b>9.5 液温の影響</b>	9
<b>9.6 性能試験</b>	9
<b>9.7 外部装置との接続試験</b>	16

10 表記 .....	16
11 器差検定の方法 .....	17
12 使用中検査 .....	17
13 修理 .....	17
14 対応関係 .....	17
附属書 A (規定) 器差検定の方法 .....	18
附属書 B (規定) 使用中検査 .....	19
附属書 C (規定) 真実の体積の算出 .....	20
附属書 D (規定) 修理 .....	22
附属書 E (参考) 非自動はかりの管理方法 .....	23
解 説 .....	24

## まえがき

この文書は、工業標準化法第3条の規定に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が公表した標準仕様書（TS）である。

この標準仕様書（TS）は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この標準仕様書（TS）の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

TS B 0034 の標準仕様書群には、次に示す部編成がある。

TS B 0034-1 第1部：燃料油メーター

TS B 0034-2 第2部：簡易燃料油メーター

白 紙

## 燃料油メーター取引又は証明用— 第2部：簡易燃料油メーター

Fuel oil flow meters—

Measuring instruments used in transaction or certification—

Part 2: Mobile type fuel oil flow meters

### 序文

この文書は、2014年に第2版として発行された **JIS B 8572-4** を基に、簡易燃料油メーターの技術的内容を抜粋して作成した標準仕様書 (**TS**) である。

なお、この **TS** は、簡易燃料油メーターが特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に関わる技術上の基準及び試験の方法を規定するために作成しており、この標準仕様書の適合をもって計量法に定める検定に合格したことにはならない。

### 1 適用範囲

この **TS** は、粘度が  $0.1 \text{ Pa}\cdot\text{s}$  以下及び温度が  $-20^\circ\text{C}$  以上  $50^\circ\text{C}$  以下の揮発油、灯油、軽油又は重油（以下、燃料油という。）の体積を計量する口径  $50 \text{ mm}$  以下の燃料油メーターであって、燃料油の小売用など1回ごとの計量値を表示する機構（以下、個別計量表示機構という。）が  $50 \text{ L}$  以下の簡易燃料油メーターについて規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この **TS** に引用されることによって、この **TS** の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 7611-2** 非自動はかり一性能要件及び試験方法—第2部：取引又は証明用

**JIS C 60068-2-1** 環境試験方法—電気・電子—第2-1部：低温（耐寒性）試験方法（試験記号：A）

**JIS C 60068-2-2** 環境試験方法—電気・電子—第2-2部：高温（耐熱性）試験方法（試験記号：B）

**JIS C 60068-3-1** 環境試験方法—電気・電子—第3-1部：低温（耐寒性）試験及び高温（耐熱性）試験の支援文書及び指針

**JIS C 61000-4-2** 電磁両立性—第4-2部：試験及び測定技術—静電気放電イミュニティ試験

**JIS C 61000-4-3** 電磁両立性—第4-3部：試験及び測定技術—放射無線周波電磁界イミュニティ試験

**JIS C 61000-4-4** 電磁両立性—第4-4部：試験及び測定技術—電気的ファストトランジエント／バーストイミュニティ試験

**JIS C 61000-4-11** 電磁両立性—第4-11部：試験及び測定技術—電圧ディップ、短時間停電及び電圧変動に対するイミュニティ試験